

学校生活管理指導表(食物アレルギー・気管支喘息用)について

1. 学校生活管理指導表(食物アレルギー・気管支喘息用)は、学校と保護者が医師の指示のもと、学校生活において配慮や管理が必要な事項について協議することを目的に作成し、使用します。

2. 学校生活において配慮や管理を希望するアレルギーを有する児童生徒の保護者は、本管理指導表を主治医に記載してもらい、学校へ提出してください。
管理指導表に大きな変化が無くても、毎年提出することを原則とします。
なお、管理指導表に記載された内容について、教職員全員で共有する必要がありますが、同意の有無について保護者の署名をしてください。

3. 主治医は、向こう1年間を通じて考えられる内容について記載することとし、大きな病状の変化があった場合は、新たな管理指導表に記載してください。

4. 学校は本管理指導表に基づき、学校で可能な配慮や管理について保護者と協議するとともに、保護者の同意を得て教職員全員の周知を図ってください。

緊急時におけるアドレナリン自己注射薬の取扱いについて

1. アナフィラキシー発症に備えて自己注射薬を処方されている児童生徒が、学校へ自己注射薬を携帯することについては、保護者、主治医、学校医、学校とで、その取扱いについては十分協議し、その使用を含めた対処方法を検討してください。

2. アドレナリン自己注射薬の管理については、学校の実情に即して、主治医、学校医、学校薬剤師の指導のもと、保護者と十分協議して決定してください。
また、他の児童生徒が誤って使用しないよう配慮してください。

3. 誤飲、誤食等により、アドレナリン自己注射薬を当該児童生徒が使用する必要が生じたときは、まず119番通報をし、保護者、主治医に連絡をするとともに、当該児童生徒が適切に使用できるよう、介助・支援等を行う環境を整えてください。

参考資料:日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

同「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編」

環境省・文部科学省「ぜん息を持つ児童生徒の健康管理マニュアル」